

統計公表に係る業務規程等の一部改正について

1 社債等に関する業務規程（平成 15 年 1 月 10 日通知）

（下線部分変更）

新	旧
<p>（発行者への通知）</p> <p>第 58 条の 68 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 受益権併合銘柄の指定販売会社である口座管理機関は、発行者に対し、前条第 1 項第 1 号の規定により減少の記録又は記載をした口数、前 2 項の規定により通知を受けた口数及びその直近上位機関が備える振替口座簿における自らの口座の自己口に記録又は記載がされている受益権併合銘柄の投資信託受益権の口数（解約済み及びその申請中の口数を除く。）に減少比率を乗じた口数（その口数に 1 に満たない端数があるときは、これを切り上げるものとする。）並びに機構が備える振替口座簿において減少記録すべき機構加入者の名称及び区分口座を通知しなければならない。</p> <p>（振替口座簿の記録事項又は記載事項の証明等）</p> <p>第 70 条 （略）</p> <p>2 加入者は、その口座を開設している口座管理機関に対し、当該口座に記録又は記載されている事項を証明した書面の交付又は当該事項に係る情報を電磁的方法であって口座管理機関に関する命令（平成 14 年内閣府・法務省・財務省令第 2 号）<u>第 9 条</u>第 1 項各号に掲げるものにより提供することを請求することができる。当該口座に係る利害関係人についても、正当な理由があるときは、同様とする。</p> <p>3・4 （略）</p> <p><u>（統計等の公表等）</u></p>	<p>（発行者への通知）</p> <p>第 58 条の 68 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 受益権併合銘柄の指定販売会社である口座管理機関は、発行者に対し、前条第 1 項第 1 号の規定により減少の記録又は記載をした口数、前 2 項の規定により通知を受けた口数及びその直近上位機関が備える振替口座簿における自らの口座の自己口に記録又は記載がされている受益権併合銘柄の投資信託受益権の口数（解約済み及びその申請中の口数を除く。）に減少比率を乗じた口数（その口数に 1 に満たない端数があるときは、これを切り上げるものとする。）並びに機構が備える振替口座簿において減少記録すべき機構加入者の名称及び区分口座を通知しなければならない。</p> <p>（振替口座簿の記録事項又は記載事項の証明等）</p> <p>第 70 条 （略）</p> <p>2 加入者は、その口座を開設している口座管理機関に対し、当該口座に記録又は記載されている事項を証明した書面の交付又は当該事項に係る情報を電磁的方法であって口座管理機関に関する命令（平成 14 年内閣府・法務省・財務省令第 2 号）<u>第 4 条</u>第 1 項各号に掲げるものにより提供することを請求することができる。当該口座に係る利害関係人についても、正当な理由があるときは、同様とする。</p> <p>3・4 （略）</p>

<u>第74条の2 機構は、社債等振替業の円滑な運営を図るため、必要に応じて統計等の公表等を行うことができる。</u>	(新設)
---	------

2 附 則

この改正規定は、平成21年9月28日から施行する。

社債等振替制度に係る手数料に関する規則の一部改正について

1 社債等振替制度に係る手数料に関する規則（平成20年12月8日通知）

（下線部分変更）

新				旧					
別表				別表					
社債等振替制度に係る手数料表				社債等振替制度に係る手数料表					
I. 短期社債等				I. 短期社債等					
1. (略)				1. (略)					
2. (略)				2. (略)					
3. その他サービス				3. その他サービス					
手数料 項目	徴収対象者	内 容	徴収料率		手数料 項目	徴収対象者	内 容	徴収料率	
(略)									
ダウンロード 手数料	統合Web端末を利用して口座残高照会データ、口座処理明細照会データ、申請進捗管理データ又は <u>銘柄情報提供データ</u> のダウンロードを行った発行者、発行代理人、支払代理人及び機構加入者	データのダウンロード処理	1件につき	100円	ダウンロード 手数料	統合Web端末を利用して口座残高照会データ、口座処理明細照会データ又は申請進捗管理データのダウンロードを行った発行者、発行代理人、支払代理人及び機構加入者	データのダウンロード処理	1件につき	100円
4. (略)				4. (略)					
II. (略)				II. (略)					
III. (略)				III. (略)					
IV. (略)				IV. (略)					

2 附 則

この改正規定は、平成21年9月28日から施行する。